

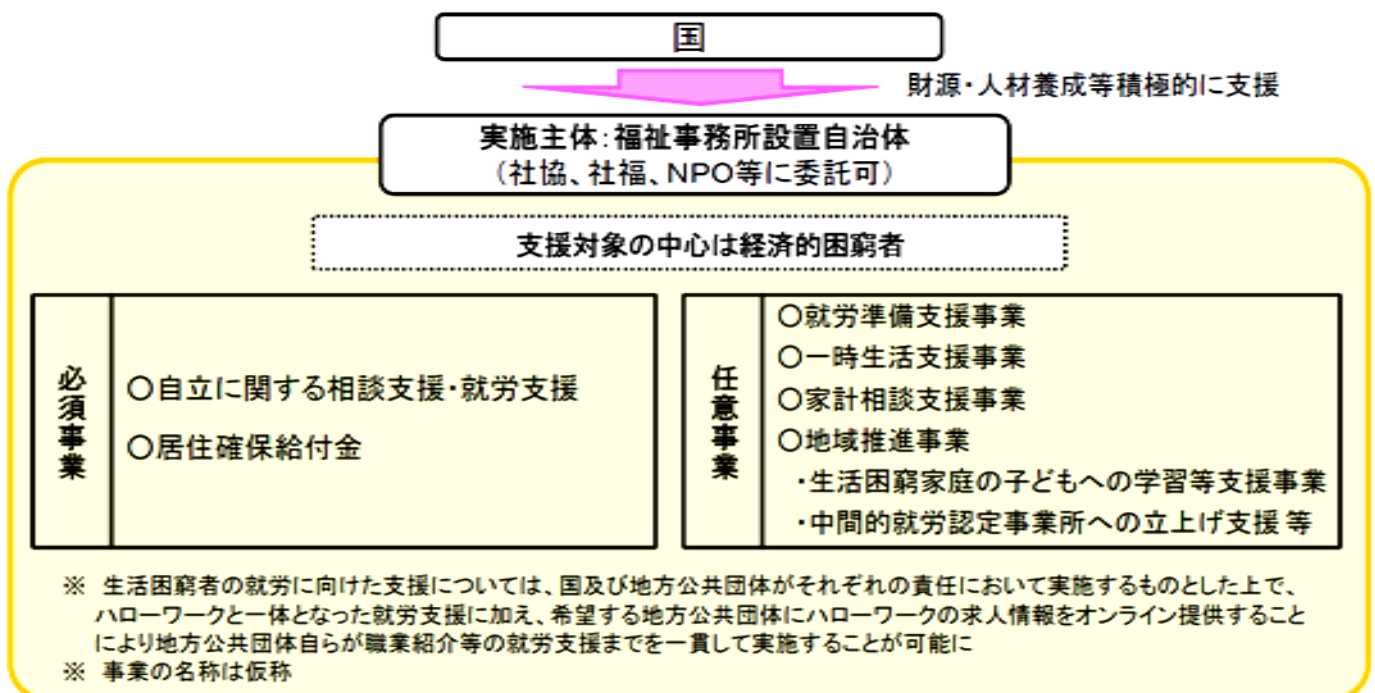
新たな生活困窮者支援制度について

平成 25 年 4 月 22 日
 社会保障常任委員会委員長
 栃木県知事 福田 富一

1 経過

- H24. 4. 26 第 1 回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会
 (以後 H25. 1. 23 まで計 12 回開催。全国知事会委員：大阪府知事)
- H24. 7. 5 厚生労働省が国家戦略会議に「生活支援戦略 (中間まとめ)」報告
- H24. 8. 6 全国知事会社会保障常任委員会
 「生活支援戦略 (中間まとめ)」について意見交換
- H25. 1. 16 第 11 回特別部会に全国知事会意見書提出
- H25. 1. 23 第 12 回特別部会において報告書とりまとめ
- H25. 4. 22 全国知事会社会保障常任委員会
 「生活困窮者自立支援制度」について協議

2 新たな生活困窮者支援制度の概要



中間的就労

…法人の自主事業

※ 中間的就労事業所の適格性等を認定する業務は、都道府県・政令市・中核市の必須事業として実施

新制度に係る財政措置については、以下のとおり。

- 必須事業 (自立に関する相談支援事業、居住確保給付金) : 国庫負担 3/4
 - 任意事業 (就労準備支援事業、一時生活支援事業) : 国庫補助 2/3
 - 任意事業 (家計相談支援事業、地域推進事業) : 国庫補助 1/2
- ※ 必須・任意事業とも地方負担分について所要の財政措置を講じることとなる予定

施行期日

平成27年4月1日(予定)